

## 中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン

### 【はじめに】

国土交通省では、運輸事業者自らが経営者から現場まで一丸となった安全管理の取組を行い、輸送の安全の向上をはかることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入しています。

自動車運送事業者については、平成25年10月から全ての貸切バス事業者が安全管理規程の義務付け対象となり、新たに約4,000者が義務付け事業者として加わりました。

これら事業者の多くは中小規模の事業者であり、大手事業者に比べると組織体制、人材及び経営資源に制約があり、運輸安全マネジメントの取組を難しいと感じる事業者が少なからず存在しており、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン（以下「現行ガイドライン」という。）」を参考として安全管理体制の構築・改善に取り組むことが必ずしも適当でない状況にあります。

このことは安全管理規程等義務付け対象外となっている中小規模のトラック運送事業者及びタクシー事業者に関しても当てはまります。

以上のような状況を踏まえ、中小規模自動車運送事業者の皆様が、より効果的に安全管理体制の構築・改善に取り組むことが出来るよう「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を策定しました。

今後は、以下の中小規模自動車運送事業者の皆様が安全管理の取組を進めるにあたって、現行ガイドラインに代えて、本冊子「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」に記載する内容をもとに取り組むことが可能となります。

- 保有車両数が概ね50両未満の貸切バス事業者（乗合バス事業を兼業している者を含む。）
- 保有車両数が概ね100両未満の乗合バス事業者、トラック運送事業者及びタクシー事業者

## **1. 経営トップの責務等**

輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスである。

このため、代表者（経営者）は、自らが輸送の安全の最高責任者として、以下のとおり、安全管理の体制を整え、取組計画を作るとともに、社員・職員を指揮・指導して、その役割を果たす。また、社員・職員の高齢化や車両・施設等の老朽化への対応、自然災害、テロ、感染症への対応等の課題に対して的確に対応することが重要であることを認識する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な考え方（安全第一、法令遵守等）を記載した安全方針を作り、事業者内部に周知徹底する。
- (2) 安全方針に基づき、事業者が達成したい成果として安全目標を設定し、目標を達成するための取組計画を決め、安全運行に努める。
- (3) 重大な事故、自然災害等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。  
なお、自然災害の場合には、ハザードマップ等を活用してリスク評価を行った上、対応方法を決める。
- (4) 輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備する。
- (5) 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する。
- (6) 人員体制上、可能な場合には、選任した安全統括管理者に次の事項を行わせる。
  - ① 安全方針を事業者内部に周知すること
  - ② 安全目標を作成し、社員・職員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行うこと
  - ③ 代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に適時、適切に報告すること
  - ④ 人員規模に応じた安全管理の取組体制を決め、各自の役割を定め、事業者内部に周知すること
  - ⑤ 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を代表者（経営者）に適時、適切に報告すること
- (7) 輸送の安全に必要な手順・規則  
安全統括管理者は、社員・職員に指示する等して、輸送の安全に必要な手

順・規則を作成し、事業者内部に周知する。

(8) 必要な要員の責任・権限

安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要員の責任・権限を定め、事業者内部に周知する。

また、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令等で定められている責任・権限を、必要とされる要員に与える。

## **2. 安全管理の考えと計画**

代表者（経営者）及び安全統括管理者（以下「代表者（経営者）等」という。）は、安全管理の考え方を定めた安全方針や事業者が達成したい安全に関する目標とそのため具体的な取組計画（安全重点施策）について、以下の取組を行う。

(1) 作成した安全方針を事業者内部に周知徹底する。また、必要に応じて見直しを行う。

### **(取組のポイント)**

※安全方針には、少なくとも、「法令や規則を守ること」、「輸送の安全が第一であること」及び「安全管理体制を継続的に改善すること」等を明記しましょう。

### **(取組事例)**

<安全方針の周知の例>

- 安全方針の各事務所等への掲示
- 安全方針等を記載した携帯カードの全ての社員・職員に対する配付
- 社内報や社内イントラ等への掲載
- 現場巡回、年始会、入社式等での社長訓示
- 点呼・各種会議での冒頭唱和の励行
- 社内教育での周知・指導
- 社員アンケート結果を踏まえ、わかりやすい文言に変更 等

(2) 安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する課題に基づき、年に1回、事業者が達成したい安全に関する目標とそのため具体的な取組計画（安全重点施策）を作成し、目標の達成に向けて取り組む。

#### (取組のポイント)

- ※安全目標は、その達成状況を把握することができるよう、目標年次を定め、可能な限り、「人身事故対前年度比10%減」など数値的なものとしましょう。
- ※事故等の発生状況、自己点検及び見直し・改善の状況、保安監査の結果、運輸安全マネジメント評価の結果等から、優先的に解決すべき課題を見出し、別添1の「安全重点施策 取組計画の例」を参考に取組計画を作成して計画的に取り組むとよいでしょう。
- ※社員・職員の高齢化、老朽化した車両・施設を使用することから生じる安全上の課題に配慮するとよいでしょう。
- ※現場の声を汲み上げる等、現場の実態を踏まえるとよいでしょう。
- ※現場の社員・職員が理解しやすく、モチベーションが高まるよう配慮するとよいでしょう。
- ※目標達成後は、必要に応じて、より高い目標を設定するようにしましょう。

#### (取組事例)

- 事故の多い繁忙期などには、事故防止キャンペーン活動を計画
- 目標達成に向け、より具体的な対策（安全教育、適性診断、小集団活動等）を明確にして取組計画に反映し計画的に実施
- 安全重点施策の取組状況を、管理者層が添乗により把握
- 親会社が策定した中期計画を準用し実施

(3) 取組計画の進捗状況及び安全目標の達成状況を把握し、必要に応じて見直しを行う。

### **3. 情報伝達及びコミュニケーションの確保**

事業者は、輸送の安全を確保するために必要となるさまざまな情報伝達やコミュニケーションの確保に関する取組を行う。

(1) 輸送の安全に関する情報の伝達

代表者（経営者）等は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に事業者内部に伝わるようにするとともに、現場の課題等を適時、適切に把握する。

なお、必要に応じて、委託先事業者との情報伝達も行おう。

### **(取組のポイント)**

- ※代表者（経営者）等から現場へ輸送の安全に関する情報伝達（上から下への情報の流れ）の仕組みを構築し、運用しましょう。
  - ※現場の課題等が代表者（経営者）等に対して報告・上申される仕組み（下から上への情報の流れ）を構築し、運用しましょう。
  - ※職場内での情報が共有される仕組み（事業者内部での横断的な情報の流れ）を構築し、運用しましょう。
  - ※利用者や関係者に対して、その不適切な行動が輸送の安全の確保に影響を及ぼす場合があること等についての安全啓発活動を親会社、グループ会社又は関係者と連携して、適時、適切に行いましょう。
- < 貨物運送事業者が委託先事業者へ事業の委託を行う場合 >
- 委託先事業者に対し、運行時間や貨物量などにおいて輸送の安全の確保を阻害する行為を行わないように配慮をしましょう。
  - また、委託先事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係がある場合には、委託先事業者における安全管理体制の構築・改善について要請・指導しましょう。

### (取組事例)

#### <上から下への情報の流れ>

- 情報の各事務所等への掲示
- 社内報や社内イントラ等への掲載
- 現場巡回、年始会、入社式等での社長等の訓示
- 安全に関する各種会議・社内教育での周知
- 毎朝の点呼での周知
- 家族への働きかけにより、社員の安全意識を向上 等

#### <下から上への情報の流れ>

- 現場巡回での現場の社員・職員からの意見聴取
- 代表者（経営者）等と現場の社員・職員との直接の意見交換会の活用
- 業務改善提案制度の活用
- 現業実施部門の管理者から、現場の課題等を的確に代表者（経営者）等に報告 等

#### <事業者内部での横断的な情報の流れ>

- 小集団活動によるコミュニケーションの活性化
- 休憩所などにコミュニケーションボードを設置しグループ長及びメンバーのメッセージ等を掲示
- 社内ネットワークを活用した情報共有
- 自社の事故や他の事業者の事故を題材とした事故事例研究会の開催 等

#### <安全啓発活動>

- （旅客）車内へ安全を啓蒙するポスター等を掲示
- （貨物）車体外部に安全運転の取組を示すステッカー等を貼付 等

(2) 情報伝達及びコミュニケーションにおいて、明らかになった課題等について、必要な措置を実施し、見直しを行う。

(3) 関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報を外部に対して公表する。

## **4. 事故情報等の収集・活用**

事業者は、事故の再発防止又は未然防止を図るため、以下の取組を行う。

また、必要に応じて、情報の分類・整理、対策の検討及び効果把握・見直しにグループ会社または社外の機関（民間リスクマネジメント会社）等を活用することができる。

- ① 社員・職員は、事故が発生した場合は、代表者（経営者）等にその情報を適時、適切に報告する。
- ② 代表者（経営者）は、自ら又は安全統括管理者に指示する等して、①で報告を受けた事故について、原因の究明を行った上で、再発防止策を検討し、実施する。
- ③ 上記②で実施した対策の効果を把握し、必要に応じて、対策の見直しを行う。
- ④ 代表者（経営者）は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報（事故にはならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハット」したできごと）を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。なお、特に報告することの重要性を事業者内部に周知するとともに自発的な報告に対する不利益が生じないように配慮する。
- ⑤ 代表者（経営者）は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、他の事業者の事事故事例やヒヤリ・ハット情報等についても積極的に集め、事業者自らの事故防止に活用する。
- ⑥ 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故があった場合は、国土交通省へ必要な報告又は届出を行う。

#### **（取組のポイント）**

- ※まずは発生した事故について個別に再発防止対策を実施し、効果を把握した上で見直しを行いましょう。
- ※事故が発生していない場合や事故件数が少ない場合には、ヒヤリ・ハット情報を収集し活用しましょう。
- ※収集した事故情報やヒヤリ・ハット等の情報は、必要に応じて分類・整理して、対策の立案・実施等に活用しましょう。
- ※分類・整理したヒヤリ・ハット情報を参考に、例えば発生回数が多いものについては対策を検討し実施しましょう。
- ※ヒヤリ・ハット情報等を収集する場合は、報告者に不利益が生じないような仕組みを構築しましょう。
- ※自社の情報以外にも、他社で発生した事故・トラブルやヒヤリ・ハットの事例等を収集し、対策に活用しましょう。
- ※単独での取組が困難な場合は、グループ会社、外部と連携・相談しながら取組を進めましょう。

#### **(取組事例)**

- 自動車保険契約を締結している損害保険会社に、自社で発生した事故の集計・分析を依頼し、事故の傾向を把握
- ヒヤリ・ハット報告様式の記入項目の簡略化及びドライブレコーダーを活用した詳細情報の収集
- ヒヤリ・ハットを処分の対象としないことの社内規定化及び効果的対策実施者に対する表彰制度の創設
- 民間リスクマネジメント会社に自社で集めたヒヤリ・ハット情報の分析を依頼し、ヒヤリ・ハットの傾向を把握（他社の事故、ヒヤリ・ハット事例の収集・分析を含む）
- 親会社に依頼して、自社で集めたヒヤリ・ハット情報の分析を依頼し、ヒヤリ・ハットの傾向を把握

(注) 上記取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～（自動車モード編）」等を参照ください。

## **5. 教育・訓練等の取組**

事業者は、経営管理部門及び技能要員に対する必要な教育・訓練の実施、重大な事故等への対応体制の整備、関係法令等の遵守状況の確認など、輸送の安全を確保するために必要な以下の取組を行う。

### (1) 必要な教育・訓練等

- ① 輸送の安全にかかわる者に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるために必要な教育・訓練を計画的に実施するとともに、実施後は定期的に振り返りを行い、必要に応じて見直しを行う。また、教育・訓練の実施にあたっては、グループ会社、外部（民間リスクマネジメント会社等）等が主催する運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会等を活用する等により教育・訓練に代えることができる。
- ② 運転士等現業実施部門の全ての社員・職員に対し、必要な能力の習得及び技能の維持のための教育・訓練を計画的に実施するとともに、実施後は定期的に振り返りを行い、必要に応じて見直しを行う。

### **(取組事例)**

＜運輸安全マネジメント制度の趣旨の理解を深めるための教育・訓練（管理者層）＞

- 国土交通省が実施する運輸安全マネジメントセミナーの活用
- 民間リスクマネジメント会社が実施する国土交通省認定セミナーの活用

＜現場の技能の維持・向上の教育・訓練（現場の社員・職員）＞

- ドライブレコーダーやテレマティクス機器（自動車と通信システムを組み合わせたリアルタイムな情報提供）を活用した、管理者による安全指導の実施
- 事故惹起者教育の一環として事故惹起者が優良運転者の乗務に添乗し観察
- 自社で発生した過去の重大事故を風化させないため、当該事故発生月に全ての社員・職員で事故を振り返り再発防止を誓う機会を設定
- 教育・訓練を受けた者へのアンケート実施等により、教育・訓練の効果を把握し、必要に応じ内容の見直しを実施

## (2) 重大な事故等への対応体制の整備

- ① 重大な事故・自然災害等が発生した場合の対応方法等をあらかじめ定め、社員へ周知し、必要に応じて、想定シナリオを作成し情報伝達訓練や机上シミュレーション等の訓練を実施する。また、可能な場合は、親会社、グループ会社又は委託先事業者等と共同して訓練を実施することができる。
- ② ①の訓練実施後は、必要に応じて振り返りを行い、把握された課題や問題点を踏まえて、対応方法等の見直しを図る。

### **(取組のポイント)**

※全社的に対応しなければならない重大事故、自然災害等の発生を想定し、簡潔でわかりやすい初動対応手順を作成し、手順に基づき、定期的に情報伝達訓練を実施しましょう。

## (3) 関係法令等の遵守状況の確認

輸送の安全に必要な関係法令、通達及び事業者で定める規則を遵守するとともに、代表者（経営者）等はそれらの遵守状況を定期的に確認する。

### **(取組事例)**

- 業界団体や業界紙等から情報を収集し、関係法令及び最新の改正状況を把握
- 点呼、現場巡回、添乗指導、路上パトロール等での確認
- ドライブレコーダー映像を活用した法令遵守の確認
- デジタルタコグラフのデータを活用した法令遵守の確認 等

## 6. 点検及び見直し・改善

事業者は、輸送の安全の確保に向け、定期的に安全管理の取組状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、以下の取組を行う。

### (1) 取組状況の点検等

- ① 代表者（経営者）は、安全統括管理者や他の社員・職員に指示して、別添2の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用して、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を点検させ、その結果を報告させる。
- ② 上記①が困難な場合は、代表者（経営者）自らが別添2の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用して点検することができる。
- ③ 可能な場合は、親会社、グループ会社、協力会社等と連携し、社外の人材を活用して、内部監査を実施してもらうこともできる。

#### (取組事例)

- 代表者自らが、「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を用いて点検し、年度末の「安全管理体制見直し会議」に諮り、次年度の安全目標を策定
- グループ会社で内部監査員を選出し、相互に内部監査を実施
- 親会社に依頼し、自社に対する内部監査を実施

(注) 上記②の内部監査の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全管理体制に係る内部監査の理解を深めるために」を参照ください。

### (2) 見直し・改善

- ① 代表者（経営者）は、(1)の点検の結果、安全管理体制に問題があることが分かった場合には、必要な見直し・改善を行う。
- ② 事業者は、現業実施部門等において把握した日常業務で明らかになった課題等に対して、継続的に見直し・改善を行う。

**(取組のポイント)**

※安全目標の達成状況や安全管理の取組状況については総括を行い、その結果を踏まえ次年度の安全目標等の見直し・改善を実施しましょう。

※また、上記取組を記録することで、将来の安全に関する取組に活用しましょう。

(注) ①の見直し・改善（マネジメントレビュー等）の具体的手法については、同じく冊子「安全管理体制に係る「マネジメントレビューと継続的改善」の理解を深めるために」を参照ください。

**(3) 文書・記録類の作成・維持**

事業者は、安全管理体制を構築・改善するために作成した文書類や安全管理体制の運用結果を残すために作成した記録類を適切に管理又は維持する。

**(取組のポイント)**

※担当者の異動・退職等があったとしても、誰もが業務のことが分かるよう、適切にルールを文書化し、管理しましょう。

※過去の安全対策の実施状況を確認できるよう、体系的に取組を記録し、管理しましょう。

※法定以外のものは必要最小限とし、現有しているものを可能な限り活用しましょう。

別添1 <<「安全重点施策 取組計画の例」>>

令和〇〇年度 安全目標の取組計画表

**安全目標**  
『バック事故の削減(5件以下)』

作成日	令和〇年〇月〇日
作成者	印
承認日	令和〇年〇月〇日
承認者	印

No	具体的な取組内容	推進責任者	何を												備考
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	バック事故の検証	▲▲▲	●							○					
2	配送ルートの見直しと反映	▲▲▲		●						○					
3	バックアイカメラの設置	▲▲▲		⊖	●	●									
4	バックアイカメラ活用研修	▲▲▲					○	○				○	○		
5	対策の検証	▲▲▲							○				○		

何を  
誰が  
いつ

年度途中の計画変更も反映

※「○」は実施予定、「●」は実施済のもの。

## 「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」

(※) 代表者（経営者）又は安全統括管理者等は、以下のチェックリストを活用し、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を点検しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、前回との比較を行いましょ。

		前回点検日	年	月	日
		点検日	年	月	日
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項		
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っている。				
2	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を事業者内部に周知している。				
3	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を定め、その目標を達成するための具体的な取組計画を作っている。				
4	安全運行に努め、安全目標を達成している。				
5	重大事故が発生した場合の対応方法を決めている。				
6	ハザードマップ等を活用してリスク評価を行った上、自然災害が発生した場合の対応方法（防災の基本方針を含む。）を決めている。				
7	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っている。				
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員・職員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っている。				
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告している。				
10	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めている。				

11	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知している。		
12	事業者内部において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っている。		
13	代表者（経営者）は、社員・職員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員・職員から意見・要望を聴いたりしている。		
14	旅客又は荷主から輸送の安全に関する意見・要望を収集している。		
15	関係法令や事業者で定める規則を遵守して、安全運行している。		
16	安全管理・運行管理に関する事業者で定める規程が適切に管理されている（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）。		
17	（トラックの場合）委託先事業者の輸送の安全を阻害することをしないようにしている。		
18	安全運行に必要な教育・訓練を定期的実施している。		
19	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加している（事業者内部の教育の受講も含む）。		
20	18及び19の教育・訓練等の実施状況を記録している。		
21	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっている。		
22	発生した事故の再発防止策を考え、実行している。		
23	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用している。		
24	他の事業者の事故事例などを集め、事業者自らの事故防止に活用している。		

25	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに 見直し、電話番号等に変更がないかどうか 確認をしている。		
26	21 から 25 の実施状況を記録している。		
27	事故が発生した場合、必要な報告を国土交 通省にしている。(報告が必要な場合)		
28	代表者(経営者)は、自然災害が発生した 場合の対応方法(防災の基本方針を含む。) を自ら又は安全統括管理者に指示するなど して、社内に周知している。		
29	自然災害等が発生した場合の対応方法等 について、必要に応じて、想定シナリオを作 成し情報伝達訓練や机上シミュレーション 等の訓練を実施している。		
30	代表者(経営者)は、少なくとも年に1回 は安全の確保に向けた取組状況(安全目 標、安全目標達成に向けた取組、安全管理 の取組体制、情報の伝達体制、事故防止 策、教育・訓練等)を点検し、問題があれば改善している。		
31	30 の実施状況を記録している。		
32	安全方針、安全目標が委託先事業者に周知 されている。		
33	委託した管理業務に適用される管理の方法 とその取組内容を委託先事業者に明らかに している。		
34	委託先事業者に安全管理体制の構築・改善 を要請・指導している。		
35	委託先事業者の安全方針、安全目標が委託 元事業者の安全方針、安全目標を踏まえた ものとなっている。		
36	委託先事業者と相互の連絡体制の構築、情 報の共有がされている。		
37	委託した管理業務の実施状況を定期的に点 検し、必要な改善を行っている。		
38	37 の実施状況を記録している。		

- ※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。
- ※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日

署名：(代表者又は安全統括管理者等)

## 「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」記載例

実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

・文書や記録等により実施状況が明確に判定できる項目は、それらに基づき判定すること。  
 ・実施状況が明確に判定できない項目については、取組に応じて適宜判定すること。

『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

経年比較のために、前年の判定および特記事項が記載できる欄を設けることも有効。

前回点検日 令和 2 年 3 月 30 日

点検日 令和 3 年 3 月 31 日

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っている。	○	
2	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を事業者内部に周知している。	○	各営業所に掲示するとともに、月 1 回の安全会議で訓示している
3	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1 年ごとに安全目標を定め、その目標を達成するための具体的な取組計画を作っている。	○	
4	安全運行に努め、安全目標を達成している。	○	
5	重大事故が発生した場合の対応方法を決めている。	○	事故発生初動手順書により規定している
6	ハザードマップ等を活用してリスク評価を行った上、自然災害が発生した場合の対応方法（防災の基本方針を含む。）を決めている。	×	国・自治体が公表しているハザードマップを活用し、リスク評価を行った上、必要な対応方法については、防災マニュアルにより規定しているが、防災の基本方針が策定されていない。
7	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っている。	○	令和 2 年度はバックアイカメラを全車両に導入済み
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員・職員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っている。	○	安全会議において、また個別に指導を実施している

9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告している。	○	様々な機会を通じて情報を収集し、安全会議および役員会で報告している
10	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めている。	○	安全管理規程に明記している
11	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知している。	○	職務割表を作成し周知している
12	事業者内部において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っている。	○	安全会議を月1回開催している
13	代表者（経営者）は、社員・職員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員・職員から意見・要望を聴いたりしている。	○	月1回は現場訪問し、輸送の安全について運転者と対話し、意見を聴いている
14	旅客又は荷主から輸送の安全に関する意見・要望を収集している。	○	
15	関係法令や事業者で定める規則を遵守して、安全運行している。	○	
16	安全管理・運行管理に関する事業者で定める規程が適切に管理されている（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）。	○	
17	（トラックの場合）委託先事業者の輸送の安全を阻害することをしないようにしている。	○	年1回の委託先会議において情報共有を実施している
18	安全運行に必要な教育・訓練を定期的実施している。	○	年間教育訓練計画書に基づき実施している
19	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加している（事業者内部の教育の受講も含む）。	○	運輸局が開催する運輸安全マネジメントセミナーに安全統括管理者が参加している
20	18及び19の教育・訓練等の実施状況を記録している。	○	年間教育訓練実施記録に実施状況を記録している
21	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっている。	○	ただし軽微な事故については安全統括管理者へ報告され、集約ののちに経営トップへ報告している
22	発生した事故の再発防止策を考え、実行している。	○	安全会議にて事故惹起者も交えて再発防止策を検討している

23	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用している。	○	集めた情報をもとにハザードマップを作成し、社内に掲示している
24	他の事業者の事故事例などを集め、事業者自らの事故防止に活用している。	×	特に実施していない
25	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしている。	×	変更があった都度、確認をしているが、定期的には行っていない
26	21 から 25 の実施状況を記録している。	×	24、25 については記録していない
27	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にしている。(報告が必要な場合)	○	
28	代表者(経営者)は、自然災害が発生した場合の対応方法(防災の基本方針を含む。)を自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知している。	×	自然災害が発生した場合の対応方法については、安全統括管理者に指示してミーティングにて社内周知されているが、防災の基本方針については、未策定。
29	自然災害等が発生した場合の対応方法等について、必要に応じて、想定シナリオを作成し情報伝達訓練や机上シミュレーション等の訓練を実施している。	○	自然災害が発生した場合の対応方法について、想定シナリオを策定して、年に1回の机上訓練を実施している。
30	代表者(経営者)は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況(安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等)を点検し、問題があれば改善している。	○	3月に実施する安全会議において、年間の安全に関する取組みを取りまとめ、次年度の安全目標・取組計画に反映している
31	30 の実施状況を記録している。	○	安全会議議事録に記録している
32	安全方針、安全目標が委託先事業者にも周知されている。	○	
33	委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容を委託先事業者にも明らかにしている。	○	
34	委託先事業者にも安全管理体制の構築・改善を要請・指導している。	○	

35	委託先事業者の安全方針、安全目標が委託元事業者の安全方針、安全目標を踏まえたものとなっている。	○	
36	委託先事業者と相互の連絡体制の構築、情報の共有がされている。	○	委託先事業者連絡体制図により構築されている
37	委託した管理業務の実施状況を定期的に点検し、必要な改善を行っている。	○	定期的に行われる委託先事業者との会議で点検し、必要に応じ指導している
38	37の実施状況を記録している。	○	会議議事録により記録されている

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況
他社の事故事例の活用	令和3年5月以降を予定	他社の事故事例を毎月収集し、安全会議で情報共有を開始

令和3年3月31日

署名： 安全統括管理者 国土 次郎